

嘉手納基地へのF - 2 2 戦闘機の一時配備の中止を求める意見書

嘉手納基地第18航空団報道部によると、米本国バージニア州ラングレー空軍基地所属のF - 2 2 戦闘機12機と要員約250人が、2009年1月から約3か月間にわたり一時配備するとの連絡があった。

同機の一時的配備については、昨年2月に続き2回目で、その際の訓練期間中に580回以上の飛行訓練を行い、基地周辺住民に甚大な騒音被害を与えた。

また、今後も暫定配備もあり得るとのことであるが、米軍再編後における、嘉手納基地のF - 1 5 戦闘機の訓練移転の実態と比較すると、はるかに外来機の飛来数及び日数は多くなっている。昨年に引き続き飛来することは、負担軽減に逆行するもので暫定配備に向けての準備と言わざるを得ない。

本町議会においては、幾度となく訓練等に伴う外来機の飛来に対し中止要請や抗議などを行ってきたが、米軍並びに国の姿勢は、基地周辺住民の声を軽視し、基地の運用を理由にした一時的配備であり、到底容認できるものではない。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 F - 2 2 戦闘機の一時的配備を即時に中止すること。
- 2 外来機の飛来状況を速やかに公表すること。
- 3 実感できる負担軽減を速やかに実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月19日
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長